

場合には、直ちに担当職員に報告するとともに、担当職員の指示に従い、受託者の責任及び負担において修復すること。

オ. 移設が完了後、移設報告書を作成し、担当職員と協議の上、承認を得ること。

8. 導入業務

本システム基盤への取込・定型資料作成等システム用ソフトウェアの導入業務に関する要件を導入業務要件として以下に示す。

8.1 本システム基盤への取込・定型資料作成等システム用ソフトウェア導入

(1) 受託者に求める取込・定型資料作成等システム用ソフトウェア導入業務

ア. 導入中に発生した障害について、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者が本システム基盤の要因と切り分けを行なった障害について、受託者は要因調査・修復、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者への対応報告をすること。

イ. 受託者はレセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者の求めがあれば、本システム基盤に関する情報を随時提供すること。

(2) レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者が行う取込・定型資料作成等システム用ソフトウェア導入業務

ア. 本システム基盤へ取込・定型資料作成等システム用ソフトウェアの導入を行う。

イ. データベースの設定、ジョブのパラメータ設定及びソフトウェア動作検証・性能要件確保のためのチューニング等、取込・定型資料作成等システム用ソフトウェアが稼動するための設定を実施する。

ウ. 障害発生時に、障害の要因が本システム基盤にあるか、取込・定型資料作成等システム用ソフトウェアにあるかを切り分けること。障害の要因が本システム基盤にある場合は、受託者に対応を依頼し、受託者の対応が完了した後に対応結果の確認を行う。

9. 引継ぎ業務

受託者は本システム基盤の構成、設定情報及び保守業務等の引継ぎを実施すること。以下に引継ぎ業務の概要を示す。

表 9-1 引継ぎ業務の概要

No.	引継ぎ主体	引継ぎ主体に求める主な事項
1	受託者	・ 本システム基盤の構成及び受託者の設定した設定情報を取込・定型資料作成等システム運用・保守業者に引継ぎを実施すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 本システム基盤の保守業務を取込・定型資料作成等システム運用・保守業者に引継ぎを実施すること。
2	レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム (仮称) 開発業者	<ul style="list-style-type: none"> 取込・定型資料作成等システムの運用及びヘルプデスク業務について取込・定型資料作成等システム運用・保守業者に引継ぎを実施する。 匿名化・提供システム及び取込・定型資料作成等システムのソフトウェア保守業務を本システム保守業者に引継ぎを実施する。

9.1 引継ぎ計画書の作成

受託者は、引継ぎ体制・役割、詳細な作業及びスケジュール、引継ぎ環境及び引継ぎ方法、引継ぎ結果の評価方法・評価基準等について記述した引継ぎ計画書を作成し、担当職員の承認を得ること。また、作成した引継ぎ計画書に基づいて引継ぎを実施すること。

9.2 システム運用・保守業者への引継ぎ

別途調達予定の取込・定型資料作成等システム運用・保守業者及び本システム保守業者による運用・保守業務は、平成 21 年度 4 月より実施することから、受託者は、取込・定型資料作成等システム運用・保守業者の決定後、担当職員と協議し、平成 21 年 3 月末までに受託者の負担と責任において、本システム基盤の構成、設定情報及び保守業務等の引継ぎを実施すること。

9.2.1 引継ぎ対象者

取込・定型資料作成等システム運用・保守業者

9.2.2 引継ぎ方法

引継ぎの際は、引継ぎ計画書に基づき以下のマニュアルを作成し、担当職員に承認を得た後、平成 21 年 3 月末までに引継ぎを実施すること。

(1) システム保守マニュアルの作成

本システム基盤の保守作業を示したシステム保守マニュアルを作成すること。

(2) 引継ぎの実施

ア. 構成管理書及び本システム基盤を利用して本システム基盤の構成及び設定情報について、取込・定型資料作成等システム運用・保守業者へ引継ぎを行うこと。

イ. システム保守マニュアルを利用して本システム基盤の保守業務について、取

込・定型資料作成等システム運用・保守業者へ引継ぎを行うこと。

9.2.3 引継ぎの実施報告

引継ぎ終了後は、引継ぎの実施報告を記述した引継ぎ報告書を作成し、担当職員に報告すること。

10. 情報セキュリティ

情報セキュリティ対策は、情報に対する不正アクセスや情報漏洩、改ざんを防止するため、機密性・完全性・可用性の観点から以下の情報セキュリティ対策を実施すること。

10.1 基本要件

(1) 基本設計要件

- ア. ISO/IEC15408 情報技術セキュリティ評価基準の認定を受けている製品を優先して採用すること。
- イ. システム稼働時点での導入ソフトウェアに関する種類やバージョン情報、すべての設定項目について文書化すること。また、設定項目が正しく設定されていることについて確認を行うこと。
- ウ. システム稼働時点での必要機能の組み込みに加えて、稼働期間全体にわたっての継続的な更新（最新かつ実証済みのセキュリティパッチ等を遅滞なく取り込む等）のための仕組みを実現すること。
- エ. 受託者は、本仕様書別紙 3「システム構成図」「4. セキュリティ要件を満たすための、システム構成の選択理由」に示すとおり、セキュリティ要件を満たしたシステム構成とすること。その際、特定の製品に拠らない設計を原則とすること。ただし、特定製品にのみ実現できる事項があれば、その内容を担当職員に説明し、了承を得ること。

11. 保守要件

11.1 保守設計

受託者は以下に示す本システム基盤の保守設計を行うこと。なお、保守設計書を作成し、担当職員の承認を得ること。

(1) ソフトウェア保守業務

受託者は担当職員と協議のうえ、受託者が納入した本システム基盤のソフトウェア保守要件の定義及びソフトウェア保守業務の設計を行うこと。

(2) ハードウェア保守業務

受託者は担当職員と協議のうえ、受託者が納入した本システム基盤のハードウェア保守要件の定義及びハードウェア保守業務の設計を行うこと。

11.2 保守業務

受託者が納入したハードウェア及びソフトウェアについて、平成21年3月までの保守業務を実施すること。

11.2.1 ソフトウェア保守及びハードウェア保守業務

- ア. 本調達納入物について、定期点検、障害対応及び修正等の保守作業を行うこと。全ての納入物について、保守の窓口を一本化し、ハードウェア及びソフトウェアに精通した保守要員により、アフターサービス、修理及び部品提供等を速やかに行い得る総合的な体制（保守拠点及び保守要員）を確保していること。
- イ. 受託者が納入したハードウェア及びソフトウェアの保守に必要となる作業経費、ハードウェア、ソフトウェア、消耗品及び輸送等に要する費用についてはすべて、受託者の負担とする。
- ウ. 受託者が納入したハードウェア及びソフトウェアについて、契約期間内において、製造者からのサポートを確実に受けること。
- エ. 受託者が納入したハードウェア及びソフトウェアについて、製造者から製品のサポート、セキュリティホール及び不具合等に関する情報を漏れなく入手すること。また入手した情報について、担当職員への連絡、対応及び管理を行うこと。詳細については、担当職員と協議して決定すること。
- オ. 契約期間中に製造者側の都合によりサポートが終了した場合は、製造者との個別契約等により、可能な限り同等のサポートを得られるようにすること。また、製造者のサポート対象時間外における保守作業については、受託者による同等のサポートを実施すること。なお、受託者は、自社製品以外の製品についても、一元的な窓口となり、サポートを受けられるようにすること。

11.2.2 ソフトウェア保守業務

受託者が納入したソフトウェアについて、ソフトウェア製造業者が通知及び公開するドライバ、リビジョンアップ、サービスパック、パッチ、ウイルスパターンファイルを随時入手し、担当職員及びレセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者と協議の上、受託者の責任において適用を行うこと。また、パッチ等の適用履歴の管理を行うこと。

11.2.3 ハードウェア保守業務

- ア. 定期保守が必要な機器については、定期保守の頻度、時間帯を担当職員と調整し、実施すること。
- イ. ハードウェア保守の実施状況は定期的に報告すること。

12. 妥当性証明

(1) 業務総括責任者

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室長 藤澤 美穂